二　次に掲げる要件のいずれかに該当する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者がその事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する場合	大規模休廃止報告書	様式十二の八	その事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する日の前日から起算して七日前の日まで
イ　周知を開始する日の前日において締結している低圧需要に係る小売供給に関する契約の数が一万以上又はこれらの契約に係る販売電力量（周知を行う日の属する月の前々月の販売電力量をいう。以下この号において同じ。）が四百万キロワットアワー以上			
ロ　周知を開始する日の前日において締結している高圧需要に係る小売供給に関する契約の数が三百以上又はこれらの契約に係る販売電力量が八百万キロワットアワー以上			
ハ　周知を開始する日の前日において締結している特別高圧需要に係る小売供給に関する契約の数が十以上又はこれらの契約に係る販売電力量が五百万キロワットアワー以上			

2　経済産業大臣は、前項の規定により提出された報告書の写しを委員会に送付しなければならない。

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。